

発議第18号

平成25年12月19日

木津川市議会議長 西岡 努 様

提出者	木津川市議会議員	呉羽 真弓
賛成者	〃	曾我千代子
賛成者	〃	長岡 一夫
賛成者	〃	中野 重高
賛成者	〃	西岡 政治

ウイルス性肝炎検査体制の拡大強化を求める意見書について

上記の議案を、地方自治法第99条及び木津川市議会会議規則第14条第1項の規定により、別紙のとおり提出します。

ウイルス性肝炎検査体制の拡大強化を求める意見書（案）

日本におけるB型肝炎・C型肝炎患者の多くは、医療機関や学校等の集団予防接種での注射器や注射針の使いまわし、ウイルスに感染している血液製剤の投与、輸血等により感染しており、いわゆる「医原病」の被害者である。

国内のウイルス性肝炎患者・感染者は、肝炎・C型合わせて350万人に上るといわれている。ウイルス性肝炎は、多くの場合感染後も自覚症状がないことが多いため、適切な時期に治療を受ける機会がなく、本人が気づかない内に肝硬変や肝がんへ移行する感染者が多くいる。

そのため、国は肝炎対策基本法を定め、肝炎ウイルス感染者の早期発見のため、「肝炎ウイルス検査の促進」「保健所等における受診勧奨と検査体制の整備」を進めているところである。

しかしながら、京都府における肝炎ウイルス検査の受検状況は遅れており、対策を講じることが必要である。肝炎検査を受けやすい体制を強化した上で早期の肝炎患者の発見、そして感染している方に対し、適切な治療に結びつけることが求められる。

そのため、京都府が特定感染症検査等事業として実施している保健所での肝炎ウイルス検査と医療機関への無料検査委託の体制を抜本的に強化するために、以下のことを強く求める。

- 1 京都府の保健所で実施されている特定感染症検査等事業による「肝炎ウイルス検査」の実施日、時間を拡大するとともに、十分なる周知を進めること。
- 2 58医療機関にとどまっている医療機関への無料肝炎検査の委託を、早急に全医療機関に拡大すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年12月 日

木津川市議会議長 西岡 努

提出先：京都府知事